

鯖江・丹生消防組合告示第2号

高機能消防指令センター整備工事及び保守管理業務委託の請負契約に係る制限付き一般競争入札の参加者の資格等について

高機能消防指令センター整備工事及び保守管理業務委託における制限付き一般競争入札の参加者の資格等を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月7日

鯖江・丹生消防組合
管理者 佐々木 勝 久

1 入札に付する工事及び業務

(1) 工事名及び業務名

高機能消防指令センター整備工事及び保守管理業務委託

(2) 工事場所及び履行場所

鯖江市西山町地係ほか5カ所

(3) 予定工期及び予定履行期間

整備工事 令和6年3月8日(金)

保守管理業務委託 令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

(検取引渡し後から令和7年3月31日までは契約不適合責任期間とする。)

(4) 工事概要及び業務概要

高機能消防指令センターの更新整備及び同施設の保守管理業務委託

(5) 設計金額

金448,888,000円(税込)

(内訳)それぞれ下記金額を上限とする。

工事請負費 金376,893,000円(税込)

保守委託料 金71,995,000円(税込)

2 資格審査を申請できる者

資格審査を申請できる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) 共同企業体が、この工事を共同して請け負うことを目的として、次の条件を満たす者2社で結成されたものであること。

① 共同企業体の構成員である建設業者のうち、代表者は次の条件をすべて満たすものであること。

ア 令和5年3月7日現在で、令和3年・4年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において、電気通信工事の登録業者で、特定建設業の許可を有すること。

イ 建設業法第27条の29の規定に基づく電気通信工事の最新の総合評定値が1300点

以上であること。

ウ 元請（共同企業体の構成員を含む）として過去10年間に、消防指令システムの施工実績のあるもの。また、その実績を証明できるものを提出できること。

エ 現場代理人を専任で配置することができること。

オ 住民の安心・安全を守るため24時間365日の保守体制が確立され、障害発生時には、連絡を受けてから1時間以内に専門技術者を派遣できること。

カ 共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。

② 代表者以外の構成員は次の条件を全て満たすものであること。

ア 鯖江・丹生消防組管内に本社を有すること。

イ 令和5年3月7日現在で、令和3年・4年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において、電気工事の登録を有する鯖江市格付けA等級の者であること。

(2) 共同企業体の構成員である建設業者が、次の要件のすべてを満たす者であること。

ア 法第26条の監理技術者または主任技術者（国家資格を有する者に限る。）を工事現場に専任で配置しうる者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 「鯖江・丹生消防組合工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 共同企業体の構成員の最小出資比率が10%以上であること。

(4) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

(5) 共同企業体の構成員である建設業者が、この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 鯖江・丹生消防組合制限付き一般競争入札参加確認申請書

イ 消防指令システム工事の施工実績調書

ウ 施工計画書

エ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等

オ 共同企業体の構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し（法第27条の27第1項の規定による通知書の文書をいう。）

カ 配置予定の技術者の資格者証の写し

キ システム障害時の対応体制表

(2) 申請書等の配布

ア 配布期間 令和5年3月7日（火）から令和5年3月16日（木）

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
ただし、令和5年3月16日（木）は12時まで

イ 配布場所 鯖江市西山町13-22 鯖江・丹生消防組合消防本部総務課

電話 0778-54-9110（直通）

（申請書様式は鯖江・丹生消防組合ホームページからダウンロードができます。）

(3) 申請書等の受付

- ア 受付期間 令和5年3月7日(火)から令和5年3月16日(木)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
ただし、令和5年3月16日(木)は12時まで
- イ 受付場所 申請書等の配布場所と同じ
- ウ 提出方法 申請書等は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- エ 提出部数 3部(特定建設工事共同企業体協定書および委任状も同じ)
うち2部は受付時に返却し、各構成員が1部ずつ保管すること。

(4) 申請書等の作成説明会

申請書等の作成説明会は実施しない。

4 資格審査および格付けの決定

申請書等を提出した者の資格の有無および格付けは、鯖江市建設工事共同企業体実施要領の第5条、第6条および第8条の規定を準用し、決定するものとする。

5 資格の有効期間

この資格審査による入札参加資格は、高機能消防指令センター整備工事に係る入札についてのみ有効とし、当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了し共同企業体の精算が完了した日、その他の共同企業体については当該工事に係る請負契約が締結された日に効力を失う。

6 その他

その他不明な点については、鯖江・丹生消防組合消防本部総務課に照会すること。

電話 0778-54-9110 (直通)